

## 長崎市監査公表第 11 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 3 年 10 月 27 日

長崎市監査委員 三 井 敏 弘  
同 三 谷 利 博  
同 奥 村 修 計  
同 林 広 文

### 1 監査の種類

財務監査（工事監査）（令和 3 年 2 月 15 日付 長崎市監査公表第 1 号）

### 2 監査の期間

令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 1 月 27 日まで

### 3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	まちづくり部	長崎駅周辺整備室
		景観推進室
	東総合事務所	地域整備課
意見	総務部	行政体制整備室

### 4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
<p>まちづくり部 長崎駅周辺整備室</p>	<p>長崎駅周辺土地区画整理事業長崎駅西通り線道路改良工事 (その5) さく岩機を使用した構造物とりこわし工において、騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業の届出をしていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。</p>	<p>部長、部内の所属長及び工事担当係長による研修会、室内の工事担当者による研修会を開催し、今回の事案に関する諸法令の再確認と事案が発生した原因の共有を行い、法令遵守のための監督指導の徹底について、職員への周知を図った。 また、受注者に対して通知文を提出し、指導を行った。</p>
<p>まちづくり部 長崎駅周辺整備室</p>	<p>長崎駅周辺土地区画整理事業長崎駅西通り線道路改良工事 (その5) バックホウによる掘削の際、労働安全衛生規則に基づく作業員の立入禁止や誘導者の配置など、接触の防止について対策を行っていなかった。適正な安全管理の指導に留意されたい。</p>	<p>部長、部内の所属長及び工事担当係長による研修会、室内の工事担当者による研修会を開催し、今回の事案に関する安全管理における規則の再確認と事案が発生した原因の共有を行い、適正な安全管理のための監督指導の徹底について、職員への周知を図った。 また、受注者に対して通知文を提出し、指導を行った。</p>
<p>まちづくり部 長崎駅周辺整備室</p>	<p>長崎駅周辺土地区画整理事業長崎駅西通り線道路改良工事 (その5) マンホールの高さ調整を追加する設計変更理由について、当初から道路計画高さを変更して発注していたが、本工事では道路計画高さを変更していないのに、本工事の道路計画高さの変更を行ったとして、実際と異なる理由を記載していた。適正な処理に留意されたい。</p>	<p>部長、部内の所属長及び工事担当係長による研修会、室内の工事担当者による研修会を開催し、問題の背景や顛末の共有と、本来であれば当初からマンホールの高さ調整を計上しておくべきであったこと、変更理由は脱漏などとして記載すべきであったことなどを確認した。 また、今後このような事案が生じないように、工事の発注時や変更時の事務において、内容の精査や確認を十分に行い、適正な処理に努めるよう職員への周知徹底を図った。</p>

所属名	指摘	措置
まちづくり部 景観推進室	<p>南山手地区環境整備工事(1)</p> <p>作業車両を車道に設置していたが、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。</p>	<p>部長、部内の所属長及び工事担当係長による研修会、室内の工事担当者による研修会を開催し、今回の事案に関する諸法令の再確認と事案が発生した原因の共有を行い、法令遵守のための監督指導の徹底について、職員への周知を図った。</p> <p>また、今後は受注者に対し、道路使用許可の写しを提出させることを徹底する。</p>
東総合事務所 地域整備課	<p>東望海岸高潮対策工事</p> <p>現場事務所設置の借地費用について、共通仮設費率に含まれているが、借地している下水処理場の敷地を、無料で受注者に使用させていた。適正な処理に留意されたい。</p>	<p>現場事務所の設置にかかる借地費用については、上下水道局と締結した「高潮対策事業における東部下水処理場敷地の一部使用に係る協定書」に基づき、東部下水処理場敷地の一部を受注者に無償で使用させていたが、協定書のうち占用の目的から「現場事務所の設置」を削除するよう内容を改めた。</p>
東総合事務所 地域整備課	<p>東望海岸高潮対策工事</p> <p>夜間の作業時に、作業車両を車道に設置していたが、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。</p>	<p>工事受注者に対し、道路使用許可申請等の必要な手続きや道路使用許可証の工事看板への掲示について、工事打合せ簿で通知する工事着工前の主な確認事項において具体的に示し、受注者に説明することにより法令遵守の徹底を図る。</p> <p>なお、今回の指摘事項について、課内で情報共有を行い、法令遵守及び再発防止に努めることとした。</p>

所属名	意見	措置
<p>総務部 行政体制整備室</p>	<p>決裁終了後の文書の修正について        今回の監査した工事の変更伺いで、決裁終了後に他課からの設計変更理由の修正指摘により、設計変更理由の大幅な修正が行われているものがあった。決裁終了後の文書の修正について、決裁の趣旨に鑑みて変更内容に応じて決裁した者に報告をして文書の修正を行うべきである。今回は、工事の変更伺いの内容が変わらないと判断し、決裁した者に報告しないで決裁終了後の文書の修正を行っていた。</p> <p>国においては、内閣府が決裁の修正手続に関して、各省庁に対し修正が必要な場合は、新たな決裁を取り直すこと等のルール化を求めているところである。</p> <p>決裁終了後の文書は、行政機関の意思決定の内容を記録して表示した文書であるため、決裁終了後の文書の修正については、適切な処理に努められたい。</p>	<p>令和3年4月1日から長崎市文書規程が改正され、第24条の2「原議の加除訂正」が新たに追加され、「原議の加除訂正は、再度の決裁又は専決を受けなければこれを行うことができない。」旨の規定が設けられた。</p> <p>今後は、本規定に基づき、各所属において適正な事務処理を行っていくこととする。</p>